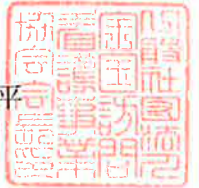


全訪協発 9 1 号
令和 2 年 8 月 4 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

一般社団法人全国訪問看護事業協会
会長 尾 寄 新 平



「令和 2 年度在宅医療関連講師人材養成事業（訪問看護分野）」の実施について

日頃より訪問看護の推進につきましては、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一般社団法人全国訪問看護事業協会は、厚生労働省の委託を受け、地域で訪問看護に従事する人材の育成事業を支えることができる講師人材を育成するため、「令和 2 年度在宅医療関連講師人材養成事業（訪問看護分野）」を実施することとしており、別紙のとおり、訪問看護師を対象とした研修会「訪問看護講師人材養成研修会」を開催することとなりました。

つきましては、各都道府県におかれましては、詳細については別紙をご確認いただき、本研修会の趣旨を踏まえて下記のとおり研修受講者を推薦いただきますようお願い申し上げます。

推薦にあたっては、貴都道府県の都道府県看護協会、都道府県訪問看護ステーション連絡協議会と十分に協議いただきますようお願い申し上げます。

また、各地域の実情に合わせた、訪問看護人材育成事業の企画や運営の推進に資する取り組みの一貫として、推薦いただいた看護師と共に、貴県の行政担当者についても必ずご参加いただきたく、宜しくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

記

I. 研修会の開催

名称：令和 2 年度訪問看護講師人材養成研修会

日時：令和 2 年 9 月 1 日（火）～令和 2 年 10 月 16 日（金）

（9 月中に講義の動画を視聴し、10 月 16 日までにグループワークを実施）

II. 受講者の推薦について

1. 受講者の要件

- ① 訪問看護経験が豊富であるなど、今後、訪問看護人材の育成に関する研修の講師人材等として活躍できる看護師
- ② 地域で訪問看護の推進・普及に関する研修の企画・運営ができる看護師
- ③ 平成 28 年度訪問看護ハイレベル人材養成研修会及び平成 29 年度～令和元年度訪問看護講師人材養成研修会の受講者を除く。

ただし、都道府県の方針として理由がある場合に限り、平成 28 年～令和元年度の訪問看護講師人材養成研修会等の受講者であっても構わないこととする。

2. 選定

上記①、②のいずれかの条件を満たす③の者を都道府県看護協会（在宅担当）、訪問看護ステーション連絡協議会などと協議の上選定し、都道府県が推薦する。なお、訪問看護における高度人材を増やすため、受講を希望する訪問看護師は受講いただけることとするが、できるだけ各都道府県において過去に受講者のいない二次医療圏域から選出するなどの配慮をお願いする。

3. 参加人数

参加人数の制限は設けず、受講希望者は受講可能とする。（ただし、グループワークには必ず参加できる者）。

4. 行政担当者の参加

都道府県からの受講者の推薦と合わせて、必ず都道府県訪問看護担当職員1名の申込みを必須とする。

5. 申込み方法

必要事項を記入のうえ、申込み先までメールで申込みを行う。

必要事項：参加者の所属先の所在地市町村名、所属先、氏名、連絡先

申込み先：jinzai4@zenhokan.or.jp（一般社団法人全国訪問看護事業協会）

6. 申込み期限

令和2年8月31日（月）必着。

Ⅲ. 特記事項

推薦元は、都道府県看護協会（在宅担当）、訪問看護ステーション連絡協議会等と連携し、訪問看護講師人材養成研修会受講者より訪問看護講師人材養成研修会での学びの報告を受けるとともに、受講者が集まって研修会を検討する場の提供や、講師として活動する機会等を設定するなど、積極的に受講者の活動に協力することが望ましい。

※研修会の詳細については、専用サイトを参照すること。

<https://www.zenhokan.or.jp/new/r2jinzai> に掲載予定。

Ⅳ. 問い合わせ先

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

住所：〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目3番12号 壹丁目参番館401

電話：03-3351-5898 FAX：03-3351-5938

担当：吉原 清崎 立川 遠山

メールアドレス：jinzai4@zenhokan.or.jp